

带状疱疹ワクチン定期接種のお知らせ

令和7年度より带状疱疹ワクチンが定期接種になりました。予診票をお送りしますので、接種希望の方は必ず裏面の説明書をよく読んで、かかりつけ医とご相談のうえ接種してください。

接種対象者

①淡路市に住所を有する下記年齢に該当する方、**今までに带状疱疹ワクチンを接種したことのない方**

令和7年度対象者	生年月日
65歳となる方	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生
70歳となる方	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生
75歳となる方	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生
80歳となる方	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生
85歳となる方	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生
90歳となる方	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生
95歳となる方	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生
100歳以上の方	大正15年4月1日以前生

◆带状疱疹にかかったことのある方も対象になります。

②60歳以上65歳未満の方であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方

接種期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

ワクチンの種類・自己負担

ワクチンが2種類あります。どちらかのワクチンを選んでください。

種類	生ワクチン（ビケン）	組換えワクチン（シングリックス）
接種回数	1回	2回（2か月以上の間隔をあける）
自己負担	3,000円/1回	8,000円/1回

◆組換えワクチン（2回接種）の場合は、同一医療機関で接種してください。
（償還など接種後の費用助成はありません）

◆生活保護受給者は、「生活保護受給証明書」を医療機関に提出することで自己負担金が免除されます。事前に生活福祉係（電話64-2127）へ連絡してください。

留意事項



- ◆受託医療機関に予約のうえ、市指定の予診票（2枚複写）を2部と個人番号カード・健康保険の資格確認証等を必ず持参のうえ接種してください。
- ◆島外の医療機関で接種を希望する場合は、事前に申請が必要です。健康増進課まで連絡ください。
- ◆市外へ転出された場合は、同封の予診票を使用できません。

【問合せ先】 淡路市役所 健康増進課 電話：0799-64-2541

○このチラシが不要になりましたら、「その他紙類（雑がみ）」としてリサイクルしてください。

【 Q&A 】

Q 帯状疱疹の定期接種の対象者は、年度年齢？、それとも実年齢ですか？

A 65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳及び100歳以上の方が対象ですが、この年齢の方は年度年齢です。

60歳以上65歳未満の方は、接種時の実年齢です。

Q 過去に帯状疱疹ワクチンを接種したことがある方が、定期接種の対象年齢ですが、定期接種として帯状疱疹ワクチンを接種できますか？

A 基本的には接種したことがある方は対象になりません。ただし、医療機関において予防接種を行う必要があると判断された場合は、対象になりえます。

Q 組換えワクチンは2回接種ですが、定期接種の対象になる前に1回接種しています。2回目の接種の際に定期接種の対象であった場合はどうなりますか。

A 帯状疱疹の定期接種の対象になる前に、組換えワクチンを1回接種したことがある方は、医師の判断に基づき、2回目の接種を、1回目の接種から2か月以上、標準的には2か月の間隔をおいて2回目の接種を定期接種として実施できます。1回目の接種から6か月に至った日の翌日までに2回目の接種を完了することが望ましいです。

Q 組換えワクチンの2回目の接種が、1回目の接種から6か月以上空いてしまった場合はどうすればいいですか？

A 組換えワクチンは2回目の接種が6か月に至った翌日までに2回目の接種を完了することが望ましいですが、1回目の接種と2回目の接種の間隔にかかわらず、定期接種の対象者である場合は、組換えワクチンの2回目の接種も定期接種として実施可能です。

Q 他のワクチンとの接種間隔や、同時接種についてはどうなりますか。

A 生ワクチン及び組換えワクチンのいずれの帯状疱疹ワクチンについても、医師が特に必要と認めた場合は、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチン等の他のワクチンと同時接種が可能です。

ただし、生ワクチンについては、他の生ワクチンと27日以上の間隔をおいて接種してください。